

第2回葉山町障害者福祉計画策定委員会(記録)

日 時 令和5年7月5日(水)14 時 00 分～16 時 00 分
場 所 葉山町役場3階 協議会室1
出席委員 種田綾乃、大熊成子、有川雅裕、樫原絢子、新井宏二、萩原崇至、菊池一美、
柿本啓子、桜井初江、中野徹、山崎永子、秋元孝誠、横溝由佳 (13 名)

欠席委員 雨宮由美、野村勇氣 (2名)
出席職員 福祉部 :和嶋部長
福祉課 :内田課長、秋山課長補佐、高貝主査、川島主事
子ども育成課 :内藤課長、柏木課長補佐、今山主査
傍 聴 人 1名

会議次第

1 あいさつ

2 議 題

- (1) 葉山町の現状について
- (2) 葉山町障害者計画の進捗状況について
- (3) 障害福祉計画 サービス利用実績及び目標値の達成状況について
- (4) 障害児福祉計画 サービス利用実績及び目標値の達成状況について
- (5) 国の基本指針について

3 その他

資 料 資料6 障害のある人を取り巻く状況

資料7 葉山町障害者福祉計画 現行事業進捗洗い出しシート

資料8 サービスの利用実績

資料9 障害福祉計画(第6期)による障害福祉サービス等の目標値の達成状況

資料10 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要

1 あいさつ

(事務局) 定刻になりましたので、これより、令和5年度第2回葉山町障害者福祉計画策定委員会を開催させていただきます。本日はご多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。 本日の出席の委員は現在12名です。葉山町障害者福祉計画委員会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席があり、会議が成立していることをご報告いたします。議事に入ります前に、前回ご欠席の委員をご紹介します。

葉山町身体障害者福祉協会、葉山町手をつなぐ育成会、 青い麦の会、葉山町社会福祉協議会、鎌倉保健福祉事務所 保健予防課の5名の委員を紹介。

前回ご説明しましたが、町の会議は、原則公開とされていますので、本会議については、録音をさせていただきます、後日、議事録をまとめ、町ホームページで公開されますのでご了承ください。今回の資料とともに第1回目の議事録を送らせていただきました。修正等ありませんでしょうか。修正がなければ、町ホームページに掲載させていただきます。

本会議の開催に先立ちまして、町ホームページで傍聴の希望者を募ったところ、希望者が1名いらっしゃいました。第1回目の説明のとおり、傍聴要領に基づき、委員長より傍聴の許可をお願いいたします。

委員長 事務局より報告がありましたとおり、傍聴の希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可することとします。傍聴される方お入りください。

(傍聴者 1名入場)

傍聴される方におかれましては、お配りした注意事項を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。

(事務局) それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。資料は第1回の会議からの連番となっております。(資料6～10 資料確認)不足する資料はございませんか。では以後の進行を、規則5条第 1 項の規定により、委員会の会議は委員長が招集し、その議長となるとなっておりますので、委員長をお願いいたします。

5 議 題 1 葉山町障害者福祉計画について

議題(1) 葉山町の現状について (資料6)

委員長 それでは議事に入ります。まず、今日の予定について、事務局から説明をしてください。

(事務局) 本日は、現行の障害者計画、障害者及び障害児福祉計画の目標や見込み値と、この2年経過した中での実際の取り組み状況、サービスの利用実績の比較・検証になります。

前回は、事務局からの説明が多かったのですが、今回は広くご意見をいただいて、次の計画に活かしていきたいと考えています。この検証の結果が次期計画に反映されるものですので、数値だけではなく、委員の皆様が日々、支援に携わりながら感じている傾向や情報など伺わせていただけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

委員長 では、次第(1)葉山町の現状について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 【事務局より説明】

計画の策定状況に入る前に、ここ数年の葉山町の状況を説明させていただく。資料6「障害の

ある人を取り巻く状況」、この資料は緑の冊子(現行計画)の P 11～22 までの障害者数等の統計的データに令和5年度以降の数値等を加えたものである。資料 P1 現行の推移のグラフでは、緩やかに減少していることがわかる。年代ごとの割合で見ると棒グラフの真ん中の生産年齢人口の割合はほぼ変わらないが 65 歳以上の高齢者の割合が高く、14 歳までの年少人口の割合が少なくなっている。参考までに下に高齢者の人口のグラフがあり、75 歳から 84 歳の後期高齢者の割合が増えていることがわかる。

訂正:P2の頭にある「※外国人を含む」の注釈はP1下のグラフの注釈になる。

(資料説明省略)

(質疑応答)

委員長 ただいま、事務局より、町の現状についての説明がありましたが、これについてご意見やご質問ありましたらお願いします。

委員 P7「その他の福祉サービス」の障害児者通所交通費支給事業に該当する障害者施設はどこが挙げられるのか。

(事務局) 例えば、通所の生活介護とか就労系の福祉サービスで通所にかかるもので送迎などがないサービスなど。

委員 学齢期ではなく成人後のことか。

(事務局) そうです。

委員 質問を兼ねて、先ほど療育手帳の話があったが、放課後等デイサービスなど福祉サービスを受けるために手帳を受ける方が増えたと言われたが、そういったサービスを使うために受給者証が必要だと思うが、療育手帳ありきの受給者証は葉山町だけである。全国的には手帳がなくても受給者証が必要とみなされる家庭には、受給者証を出している。隣の市でも療育手帳なしでも受給者証を交付されて使われているお子さんがいる。葉山町に関しては、あくまでも受給者証は手帳ありきで発行と言われたが、それは葉山独自だと思われる。先ほど手帳の話が出たのでその擦り合わせをさせていただきたい。

(事務局) 手帳は一つの目安として取っていただく流れで、親御さんが手帳をまだ取りたくない、取る気持ちがない場合は、診断書でも受けている。ただ、支援というものは、放課後等デイサービスにつながれば終わりではなく、むしろその前、乳幼児期があり、転入されてきた方は急に始まるが、手帳が必要な方には自分達の状況を客観的に示すものであり、児童相談所が2年ごと3年ごとなど継続的に検査をする中で、こんなことが変わった等、児童相談所が入ることはチームとして大きい。そのような意味で手帳を取っていただけるようなら取っていただいた方が良いと思っている状況である。診断書からも受けているが、その場合は、窓口での聞き取りはかなりさせていただく様になる。どのくらいの療育が必要な方なのかしっかりと保護者とすり合わせをしてから相談支援員につないで、さらに合った事業者を探すステップを踏ませていただいている。

(事務局) 補足になるが、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用するために受給者証を渡しているが、令和4年度末時点で、受給者証は 89 人に交付している。そのうち手帳を所持していない方は 25 人いる。療育手帳をお持ちでない方にも受給者証を交付させていただいている。

診断書で対応する際は、先ほど説明があった通り、聞き取りはしっかりさせていただいている状況である。

委員

わかりました。

委員長

手帳を未所持の方もいらっしゃる中、サービスを受給している方がより増えている状況である。

委員

P8(2)「小中学校における状況」について、先ほど話があったが、小学校では支援級の学級数が20クラスに対して中学校の割級数が4クラス、現状維持もしくは減っているという数値の部分がひとつインクルーシブ教育の推進という視点を考えてなのか、もしくは中学校の段階で支援級在籍ではなく通常級に転籍をされるケースもあるのではないかと見立てているが、その辺りが気になる部分である。本校にも葉山町等から入学される方はいるが決して多くはない。この数値の支援級数の現状値を知りたいと思った。

(事務局)

教育委員会でも障害児支援をどうするか会議を開いているところであるが、葉山町の特徴として、幼稚園・保育園で障害児の方をかなり受け入れていただいている。結に通われている方でも必ず所属の幼稚園があり、たんぽぽでも保育園に入りながら通う方がいらっしゃり、その段階で親御さん達に「うちの子は療育が必要」という認識が入り、引き継ぎがかなりしっかりされた段階で小学校に入るので1年生に上がる際の支援級希望率がかかなり高い。教育委員会で支援級に入るか通常級で手厚く見てもらってのスタートにするかしっかり話し合いをした上での入学になるので、小学校がどんどん増えていくのは、必然に近いと思われる。加えて転入の方で障害のある方も増えているので、今までの葉山の小中学校の流れより直近の小学校の支援が必要なお子さんの増加率が激しいと子ども育成課では解釈している。

委員長

先ほど精神手帳保持者がここ数年で増えていると言われたが鎌倉保健事務所の最近の状況は何かあるか。

委員

手帳の保持に限らず医療的な相談や、精神疾患までではないが不調を抱えている方の対応をしているので数は把握していないが、一つ言える傾向として、措置入院となった方の相談、対応がかかなり増えているが、手帳の数ではわからないので件数までは掴めていない。そこに至る前の障害としてはっきり確定しない方の相談がかかなり増えている傾向があると肌感覚で感じている。

委員長

障害のある方で手帳を申請する方が増えているのか。

委員

手帳を申請するまでには至らない方、地域でお困りの方がいらっしゃると思う。手帳を申請すれば解決するわけではないが、そこまで気がつかない方や自身が不調なのかわかっていない方等も一定数いると思う。

委員長

精神の部分で委員いかがか。最近、コロナ禍等で影響はあるか。欠席の委員も情報を持っているかと思うので、今回だけでなく次回でもご意見いただければと思う。その他の方でも現場のことで感じていることなどないか。

委員

今の精神の方の話も合わせて、私は4月から来たばかりだが、最初、知的障害の方を担当していたが相談の中で精神障害の方の直接の連絡を受ける機会が非常に多く、ここ3～4年のコロナ禍の経過はわからないが、発達障害の方も含めて生きづらさが顕著になってきていると感じている。あとは、手帳の取得に至らず困っている方やその周囲の方が困って相談にくるケースもあり、潜在的な地域の困りごとはまあまだあるという印象である。

委員長 現状の確認など宜しいでしょうか。次に進んで気になることがあったら戻って発言してください。

議題(2) 葉山町障害者計画の進捗状況について (資料7)

委員長 続きまして(2)葉山町障害者計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料7をご覧ください。

障害者計画冊子 P 54～95 までに記載されている事業の達成率等をまとめたものである。紙面の都合上、取組の方向性は記載していないが、計画にある事業概要と取組の方向をこの2年間でどのように取り組んだかを担当課に照会してまとめて記載したものである。

資料の見方は、真ん中あたりに事業の達成度評価が4段階の数字で入っており、その右側に現状、実施状況、問題点・課題、今後の方向性が5段階の数字入っている。最後に今後の取り組みが記載されている。

数が多いので、達成度評価が低いものを挙げて説明させていただく。主に研修や講座、スポーツ大会など人を集めて行うものが多くあり、開催できなかったものの評価が下がっている。

(資料説明省略)

(質疑応答)

委員長 ただいま、事務局より説明がありました。ご意見・ご質問等がありますか。

委員 多岐にわたっているが、(主要課題1)1「理解啓発関係」、20、21、40、41「相談関係」、(主要課題2)72～76 を見ていただきたいのですが、まずは「理解啓発」に関してはたいへん細かくやっていただき進捗状況が出ており、葉山町はインクルーシブが進んでいると感じることはあるが、敢えて言うと障害と障害でないを分けていると感じてしまう。分けないことが何よりノーマライゼーションは進むので、「障害がある人を理解する」とすると線引きして分けてしまうことになる。線引きをするのは、支援をする際は必要だが理解には必要がないことなので、「誰にでも困ることはある」「誰でも辛いことはある」というところで、“分けない”ことが本当のインクルーシブにつながっていく。“分けない”というところを「誰でもそういうところあるよね」という理解促進に是非入れていただきたい。そうすると相談しやすくなるので相談にもつながりやすくなると感じている。また、それと近いのですが、「特別支援教育の推進」で、No.72 問題点・課題を見ると、「支援担当の資質向上が急務」とあり、限定してしまっているのも、何かを伝えても支援級の担任の先生にしか伝わらないということがあり、教科担任制になっているのでそれぞれの教科の先生が理解していかないと、殆ど普段それぞれの教科の先生が授業を行なって、私は初等教育の立場から教科教育の立場からインクルーシブに対応することを前提に教員をやっているが、その視点が必要だと切に感じている。湘南台高校は普通高校なので支援級はなく、ほぼ一般教科の先生が教えてくれているが、支援級がないからやらざるを得ないのでしょうが、とてもがんばって丁寧にやっていただいている。療育手帳 A1でも支援級の担任だけに押しつけてしまうのではなくみんなで見ていく、チームで見ていくことが必要だと思う。それから分けないということを進めていけたら良いと思っている。

委員長 貴重な視点をありがとうございます。小学校は支援級が増えていて中学校はどうなっていくのかというところ、教育の中での理解を進めること、その他、資料を見ていて何か気になることはあるか。

- 委員 事業 No.54「移動支援事業」 質問だが、移動支援事業が謳われているが、移動支援がどのようなものかよくわからない。前回の計画書(緑の冊子)P20 に説明があり、そこに「地域における自立生活及び社会参加を促すため、移動が困難な障害のある人に外出支援を行います。利用者の自立に柔軟な対応を図ります。」と事業概要として書かれているが、この頁の上の方に移動支援事業がどのような事業なのか「障害のある人の社会生活上必要不可欠な外出、及び余暇活動等に社会参加のための外出の際、移動支援を行なった実績は次のとおりです。」という説明書きがされているが、このようなサービスはどのような人が受けているのか。精神に関わっていて聞いたことがないので、実際、どのような方が利用されているのか、そもそもどのような支援なのか。必要不可欠、「余暇活動にも」ということだと精神の場合は必要不可欠なのは、クリニックや病院に行くことであるが、葉山の中でクリニックも十分でないので町外にも出る事になる。また、余暇活用も必要なので、図書館に行きたい場合など、精神でもそのような方はたくさんいると思われる。そのような場合に使わせていただいている実績はあるのか伺いたい。
- (事務局) 精神の方の利用はないわけではないが非常に少ない。基本的に知的の方で多く、一人では電車やバスに乗れない方の場合にヘルパーがついて手助けをしてもらって目的の場所に行くサービスになっている。
- 委員 そもそも目指すところは本人が一人で生活していくことなので、それを支える支援になるようにどんな目的でも使いやすいような制度になると良いと思う。
- 委員長 移動支援については、後程説明いただくところもあるかと思うが、精神の手帳をお持ちの方も使いやすいようになっているのか、精神の方に対応したような事業所があるのかも少し検討できると良いと思う。
- 委員 今の移動支援に関して、高校に通うのにこれが使えない。療育手帳 A1で自力ではとても通えないが、「障害がある人の社会生活上必要不可欠な外出」に学校への通学が含まれないのが疑問である。毎日の送迎が非常に負担になる。インクルーシブ高校に通わせたいが諦めざるを得ない。支援学校なら今のところはないし、ましてインクルーシブ高校だとどんなに障害が重くても選択の範疇に入れられない。学校は社会生活の上で必要不可欠なので、そこは是非、検討していただきたい。
- 委員長 移動支援は通学に使えないようだが、自治体によっては一定の期間使えたりしていると思うがいかがが。
- (事務局) 現在、葉山町では、最長 3 ヶ月通学に使えるようになっている。その間に一人で通えるように練習してもらう。あとはどうしても親御さんが送迎できないような事情があれば延長もあるが、ずっと継続して 1 年間毎日通学に使うとなると事業所も少ない中、朝、早くに葉山から遠くにいく場合、早朝になるので受けてくれる方がいなかったり、費用の話で言うと、少し加算をつけないと対応してくれないようなこともあるので、現状はそこまでできないところである。
- 委員 近隣の市町村では通学支援を 100%近く認めているところや回数を制限して上限何回まであれば通学にも使えるとしている市町村もある。ただ、公共交通機関を使えば良いが車を使うとなると、運送法に適用する場合があるので、該当する場合があるのでそこに気をつけなくてはいけない。それと、通学の時間、帰宅の時間はほぼ大勢の方がいっぺんに使うので、使え

る門戸を広げてもヘルパーを確保するのが難しくなり、せっかく使えるはずなのに使えないという話になり事業所が苦しくなる。町も十分必要性を感じているが、門戸を広げると民間の事業所が苦しくなってしまうことが予言されていて絞っている自治体もある。今、自治体によっては話をしたが、この移動支援は、地域生活支援事業という市町の単位で 100%ではないが、ある程度決めることができるサービスになっている。通学の問題に関しては、葉山、逗子、横須賀だけでなく全国的な問題になっていることから、移動支援を生活介護や年度給付のように市町で決めるものでなく全国一律の給付にしようという動きも出てきているようである。補足である。

委員長
委員

葉山町の状況も踏まえながらどのような形が可能なのか検討が必要な部分だと思われる。違う立場から、私は今年からグループホームの管理者になっている。基本目標3主要課題2「暮らしの場の確保」事業 No.50「グループホーム等の確保」と書かれている。「障害のある方の暮らしを支える」の第一選択肢にどうしてもグループホームがフォーカスされがちだが、グループホーム1棟を建てて運営していく能力に関しては、働き手の確保に非常に大きな問題があったり、グループホームに関しては虐待の温床になってみたり、火事などの災害時の高いハードルがあることからコスト面や運営面でのメンテナンスが高い事業になっている。グループホームを利用するニーズは大きく4つに分けられる。まずは、本人の自立のため、施設や病院から地域に移行してくるため、この2点は主体的な前向きな利用の仕方である一方、今、住まわれている家庭環境の変化によって、または、親の高齢化や親の死亡によってグループホームを使わざるを得ない利用の仕方の二つに分けられると思う。どうも、最初の1、2の使い方より後の3、4の使い方の方が多くなってきている。できれば自宅で生活したいがグループホームで生活をせざるを得ない利用の仕方が増えてきていることから、この町で住みたいという暮らしの場の確保の中にグループホームでない地域生活の確保も計画されるべきかと思っている。そこで必要となるのが、医療へのアクセス、自宅での生活を支えるためのサービスの確保も連動して計画されると良いとグループホームの管理者の立場から思っている。

委員長
委員

貴重な意見ありがとうございます。その他いかがか。

(事務局)

事業 No.42「権利擁護の確立」のところで健康がらみで、問題点・課題の「親や介護者が認識しておらず～虐待の普及啓発がさらに必要です。」は、親御さんにといい解釈で良いのか。

親御さんへ説明はしているが、子育ての大変さの方が勝るのが虐待の認識がなかなか育たないのか同じことを繰り返される家庭はある。ただ、こちら側がさせていただくのは、繰り返し説明しつつ、町民の方全体的に意識を上げていくことが実はいちばん近道だと思っている。ハイリスクの家庭だけではなく潜在的な意識を育成していくのが良いと思っており、今後の方向性では1「拡大」としているが力を入れていきたいと思っている。

委員

説明をしていただけるとよくわかるが、書き振りの的に「親御さんが」と「介護者が」と言うところに法律の性質上にあった対応をしなくてはいけないというところと、擁護者のところは、擁護者を支援するための法律という動きがあるので、書き振りをもう少しソフトにしてもらえると変な誤解を生まないで済むと思った。

委員長
(事務局)

書き振りなども含めて意見をいただいた。事務局から何かあるか。

あまり就労支援もできていないので、雇用率も上がっていないのだが、横須賀就労支援セン

ターの方で利用状況がわかるようならどのような支援をしているのか等、事業にない部分でも葉山町の傾向などわかったら状況をお話いただければと思う。

委員

数字的にいうと 2,000 人位登録されている中、葉山の方の登録は7～80 名ほどである。その中、就労している人は3～4割、残った部分で2割弱が福祉的な就労 A 型 B 型、作業所系の地活に行っている方、残った方が在宅で就労を探している状況。細かい数字が言えないが、葉山の方達は、特に働くにしてもバスを使っていくので通勤時間がかかる状態である。例えば、金沢文庫や鳥浜の工場に作業に行くにしても1時間以上かかるので、なかなか結びつかないし数年で通勤に疲れてしまう。ただ、これは葉山だけではなく当然、他の市町村でも言えることだが、そのような状況がある。横須賀市も企業がたくさんあるわけではないので地元の就労はなかなかなく、みなさん、横浜、藤沢方面に働きにいくような形で通勤に時間をかけて働いている。一日平均6時間位で週3、4、5日という形なので、年齢を重ねてくると通勤に時間をかけると疲れが出てしまう。ここ数年、就労移行を使う方がとても増えている。横須賀市で教えてもらったのだが、年間に 90 人位が 2 年目を迎えるが、半分位が就労、残りの半分の方が就労移行の 2 年を迎えて就労ということだが、その行き先は全くわからない。ということがわかっている状況である。なので、当然、葉山在住の方も就労移行を使っている方の次のステップの部分が在宅になっている可能性もあるので、そのような方をどうしていくかが課題になると思う。援助センターに連絡をくれれば良いが、どうしても重荷というわけではないだろうが怖いのかせっかく就労移行で一生懸命学んでも就労に結びつかない方もいることを把握していただければ幸いだと思う。

委員

今の就労移行について、訓練に関する給付になるので、期間限定になりそれが 2 年という話になる。その訓練の期間が満了してしまい就労にも結びつかずサービスだけが途切れてしまっている方へのその後が追えていない方が5割位いるということだったが、葉山の場合、就労移行を使う時に、ほぼ必ず相談支援専門員が付いてサービスを使っているので、サービス利用後のアフターフォローも相談員ができていく状況であるので、また再起を図るところに相談支援専門員が向き合っていることを報告させていただきたい。また、他の市町では、100%相談支援専門員がその方を担当していないという状況になるとその後が追えなくなる状況になるが、葉山町に関しては、そのような状況ではないことだけ伝えておきたい。

委員長

ありがとうございます。今回、ご意見があれば計画に反映をということなので、忌憚なくご意見等いただければと思うがいかがでしょう。

委員

いろいろなご意見を踏まえていくつかあります。特に移動支援の部分や住居グループホーム以外の選択肢では、居宅介護、重度訪問介護などヘルパーの担う役割が今後高まると思っている。一方、私達、湘南風で提供している移動支援は、知的障害のある方が対象なので、あまり平日のニーズがなく土日にニーズが集中している傾向がある。別の会議に出た時に精神障害の方がヘルパーを使いたいという話を聞くと、先ほど学校のインクルーシブの現状を考えると、実は障害の中でも知的を対象にしている、身体の方を対象としている、精神の方を対象としているという形で、それぞれヘルパーが実はもっと有機的に稼働できればよりニーズに応えていけるのではという現状を感じる。その中で個人的には特に主要課題2 在宅福祉サービスの充実、事業 no.25「訪問系サービス」のところ、

安定してサービスが提供できているとあるが、今、既に表れているニーズに対応している部分には安定して動いているが、先ほどの通学支援やそれ以外の提供に結びつけられないニーズは見えにくく、そこに対して事業の達成度の評価が1になってしまうと、今後、そのニーズの有り様やなかなか顕在化してこないニーズに対してどのような取組ができるか見えにくくなってしまったと感じた。

委員長
(事務局)

事業達成度の評価はどのような形で評価されているのか。
基本的にはこちらの訪問系サービスに関しては、国のサービスであるので、実施できているということで1「十分な成果があった」になっているが、その潜在的なニーズなどがここには入っていない。ヘルパー不足だということは十分承知しているつもりだが、ここでこのように書いてしまうと満たされていると思われてしまう。少し表現を考えていきたいと思う。

委員長
委員

言葉の部分で表現を変えていただければと思う。
基本目標5みんなが暮らしやすいまち 事業 No.91「緊急時の福祉避難所の設置」のところ、本校も地域と連携しながら緊急時に避難場所として子供たちを学校で受け入れながら福祉避難所としての役割を担えるかどうかを地域の老人福祉施設等とも協議や計らいをしながらという話が出ている中、医療的ケア支援等、本校はまだ酸素が必要な方はいないが、発電機等を購入していただいたりして、万が一大きな災害が起こった際に備えることを心掛けているが、ここが課題3で「なかなか福祉避難所の設置が現状的に難しい」という評価になっているので、その辺りもう少し具体的に説明をいただけるとありがたい。

(事務局)

防災安全課が担当しているが、福祉施設の高齢者の施設と協定を結んで避難所として使えるようにしてあるが、高齢者の方なので障害の方がそこに合うかどうかははっきりしていないところと、福祉避難所と呼んでいるが、果たして機能として満たしているかという満たしていない状況なので、今後、いろいろな方が使えるようなものを設置していくことが必要というのが課題になる。

(事務局)

補足になるが、私は以前、防災安全課にいたので話をさせていただくと、大きな災害が起こった場合、指定避難所が開設される。これは、不幸にして地震で家が潰れた場合などに避難をしていただく施設で、指定避難所自体は小学校4校と中学校2校を指定している。これはある一定期間避難生活を送っていただく施設である。各指定避難所には福祉避難所という名称で身体が不自由な方や特別な配慮が必要な方の部屋が用意されることになっている。ただ、どうしても学校は教室等の数が限られており、このところコロナ禍では発熱者は部屋を分けなくては いけなかったのも、受け皿としての制約があり、基本的に普通教室1教室、または、保健室が福祉避難所として開設されることになっている。私がいた当時は、どちらかというと高齢者や身体の不自由な方が避難してきた場合の福祉避難所開設を考える形になっていたが、福祉避難所に一旦避難をしていただき、どうしても継続的に身体の具合が良くない場合は災害協定を結んでいる高齢者の福祉施設、町内でいうと葉山清寿苑や湘南グリーンなどに移っていただく。それも空きがあればという話になる。また、医療的ケアが必要ならそれぞれの病院に移っていただく形に地域防災計画上はなっている。地域防災計画上、知的な遅れのある方や、精神の方で特別な配慮が必要な方へは考えには至っていないような部分もあるように思うので、その部分については、防災安全課と関係各課で連携を図り対応していかないとはいけない

部分だと考えている。

委員長
委員

だんだん増えていく課題となっていると思う。

主要課題2 事業 No.86 緊急時・災害時の安全の確保の推進にあるように、災害時、医療機関等にはすぐには行けないので取り組まないといけないと思う。また、個別避難計画など地域支援体制の整備を重要視していかないといけないと思う。行政は直ぐには動けないので、福祉避難所が立ち上がるまでの間、なんとか自分達で対応できるようにするには、地域の皆さんへの普及啓発が必要だと考えている。保健所では医療的なケアが必要なお子さんの支援や難病の方等を担当しており、その方に必要な医療の支援や、どのような関係機関と繋がっているかを把握し、避難に必要な準備や地域の方とのつながりなど少しずつ、実はコロナ禍で数年間いろいろな事ができなかったのだが、やっていかななくてはいけないと考えている。これは別に難病等に限ったことではなく障害を持っている方も持っていない方もいろいろな状態になることが想定されるので、全ての方向けではないかと思っている。

委員長
委員

障害の有無を超えて備えを考えていければ良いということ。

葉山町社会福祉協議会では「福祉防災」という言葉を使い災害時の助け合いをどうしたら良いか地域の方達と話し合いをしている。ある地域では、災害時に「無事です」と書いた黄色いタオルを玄関先に掲げましょうということや、町が大変な時、地域のどこにどんな困った人がいるのかまち歩きをして、見つけやすい仕組みづくりをどうしたら良いのか話を進めている。

委員長

貴重な取組ありがとうございます。だいたい時間も迫ってきたので次に進みたい。

議題(3) 障害福祉計画 サービス利用実績及び目標値の達成状況について（資料8・資料9）

委員長

では、次第(3)障害者福祉計画 サービスの利用実績及び目標値の達成状況について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

(資料8・9の説明)

資料8(計画冊子 99～125)障害福祉サービスの見込み量について

前計画、緑の冊子の令和2年度実績値が載っているが、こちらは計画を策定した時の実績を載せており、今回は3月の実績がはいっているため数値が合わないところもあることを説明(詳細説明省略)

資料9(計画冊子 126 ページ～)目標値の達成状況について

目標値は令和5年度で計画策定するが、現在は、経過報告で令和4年度末時点の実績値を記載(資料説明省略)

(質疑応答)

委員長

ただいま、事務局より説明ありました、実績値や目標値について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

委員

居宅介護について、他市の話で学校と居宅介護の契約をして福祉の方が学校に入り込んで重度のお子さんを受入れるという事例を聞いたことがあるが、葉山町ではそのような事例はあるか。

(事務局)

葉山町ではそのような事例はない。どのような方が対象になるのか。

- 委員 重度の方が普通の学校に行きたいということで、学校が居宅介護の契約をして学校に福祉の方が直接入って通ったということ。
- (事務局) 葉山のお子さんだと、補助の先生と医ケアが入った場合は、看護師さんを雇用する想定まではしている。ただ、介助をしてくださる支援員までの想定は、発達支援システムで医ケアのお子さんの検討を4年間位したが、想定の中にはまだ入っていない状況である。
- 委員長 また、そのような状況になった時の対応のひとつとして、貴重なご意見だと思った。さきほどの説明の中に「にも包括」について、町の方ではわからない部分があるようなので、委員に「にも包括」について、どのように進んでいる等の情報があったらお話をしたい。
- 委員 保健所でも「にも包括」の取組を事業としてやらせていただいている。葉山町は協議の場を持っていますか。
- (事務局) 一応、自立支援協議会を協議の場としている。
- 委員 ありがとうございます。協議の場の中で、個別のケースが少なく傾向が掴めないということではありますが、計画の実績が出ているので何が地域の課題なのか、現状分析をしていけばと思います。もちろん個別のケースから地域課題を出すのも良い方法だと思うが、それができないのであれば、このデータなどから地域の課題を抽出し、その課題に沿って何をしたら良いかを検討するのが良いと思います。保健福祉事務所でも「にも包括」の取組をやっており町とは違った立場で事業を実施させていただいている。医療的なものなど、嘱託医相談を障害や疾患が確定する前の段階から利用していただき、その後に検討会など一事例でもよいからやっていこうと考えている。葉山町にもこれらのデータのように良い情報があるのでそこから進めていければ良いと思います。
- 委員長 ありがとうございます。次に進みます。

議題(4) 障害児福祉計画 サービス利用実績及び目標値の達成状況について (資料8・資料9)

- 委員長 第4、障害児福祉計画について事務局より説明をお願いします。
- (事務局) ・資料8(P13～15)障害児支援事業 実績値について
障害児のサービスについて、見込み値に対して実際のサービス利用の説明(資料説明省略)
・資料9(P4)目標値の達成状況について
目標値は令和5年度で計画策定するが、現在は、経過報告で令和4年度末時点の実績値を記載(資料説明省略)
- (質疑応答)
- 委員長 ただいま、事務局より説明があったことについて、ご意見・ご質問等がありますか。今日のこれまでの説明を聞いて、トータルでのご意見でもよいですので、お願いします。
障害児の方で児童発達支援や放課後等デイの利用が増えているが、委員の方で状況など何かありましたらお願いします。
- 委員 児童発達支援も放課後等デイサービスも定員のある事業なので、いくらでも受けて良いわけではないので限界がある。葉山町の子ども達をなるべく受けてあげたい気持ちはあるが、卒業生が出ないと次が難しい現状である。今、逗子市で事業所が6ヶ所、児童発達をいれると7ヶ所あるので、そちらと併用で使われているお子さんが非常に多い。プラス移動支援と一緒に

使う、日中一時と一緒に使うなどサービスを複合して若干使い過ぎと感じている部分もある。ここにも書かれてあるが、お子さんと親御さんが向き合う時間も必要だと思うので、課題に挙がっていたが、そこは今後とも課題として検討していければと良いと感じている。私たち事業所は使っていただいてありがたいが、複合して使い過ぎることは課題として残っている。

委員長

使い方も含めて使いやすいように今後も進めていければと思う。

委員

資料9 P1 目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についておたずねしたい。目標値の達成状況、目標が「現在は個別支援での協議が中心となっていますが、今後支援の実績を重ねて傾向を把握し、地域づくりの場で検討できるようにしていきます」と書いてあるが、この体制は国の資料ではかなりプッシュされている。それと比べるとかなりまだ形になっていないような気がする。今、個別支援でやっているが心配である。どこが中心になってどのように方向づけているかを教えていただきたい。その辺はもう話し合われているのか。もし話し合われているのなら、どこが核となっているのか。町の福祉課なのか保健所なのか自立支援協議会なのか、その辺もまだはっきりしていないように感じる。

委員

「にも包括」のつくりとしては、市町村など住み慣れた地域なので、ある程度、包括ケアシステム自体は、比較的歩ける距離の中でできるのが理想である。そうすると保健所は県なので、県としては各市町村の「にも包括」をバックアップするつくりになるので、実施主体は、市町村という認識で良いと思う。その上でどこが核になるかはたぶん葉山町さんの方で決まるということになると思う。

(事務局)

今、お話しがあったように実施主体としては町だと捉えているが、何をするかというところを具体的に掘めていない。一応、協議の場を自立支援協議会に置くまでは決めたが何を話し合うのか、実際、何をしたら良いのか進められていない部分で、今、動きが止まっている状況である。

(事務局)

地域ネットワークで見える化をする前に地域の課題をたくさん出して課題整理を何年間か行ったが、それがまさに地域の課題分析にあたる。「にも包括」の話がでる前から自立支援協議会では、地域の課題分析を委員が主になってやっていた。ただ、あの時は葉山町の人口が少ないので、三障害をまとめて「障害者が生きやすい町」ということで課題分析をしてきた。精神障害だけに特化した課題となると出にくいという我々の実感がある。今、国から求められているのは、精神科に入院している方達の日数や人数が直近の課題になってくるので、そこにフォーカスを当てたところケースが少なくて困ってしまい袋小路に入って出られない状況である。先ほど委員から地域の課題を他に見直してもよいのではとご意見をいただいたので、少し暗闇から抜け出せるかもしれないと感じている。また、自立支援協議会の力をお借りしないと我々だけでは進まないと考えている。

委員長

今後とも自立支援協議会を中心にしながら進めていくということである。

委員

資料9 P2 目標3 地域生活支援拠点などが有する機能の充実について、地域では、三障害、全障害を扱う地域生活支援拠点についてはこの町ではどの辺まで進んでいるのか、協議中なのか、具体的にビジョンなど何か出来つつあるのか伺いたい。

(事務局)

地域生活支援拠点については、必要な機能というものがあるが、その中でも相談支援体制の強化を町としては、令和2年4月に基幹相談支援センターを設置し、そちらの機能としては整

理できたと思っている。ただ、その他「緊急時における短期入所の受け入れ対応体制の確保」や「体験の機会の提供」は、まだできていないので、特に緊急時の受け入れ態勢は必要性が高いと思っているので、今後基幹以外の項目については、検討して徐々に始めていきたいと考えている。

委員 ありがとうございます。

委員 先ほど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、精神に特化という話があったが恐らく特化という話ではないと思っている。というのは、「精神障害にも対応した」というのは、一番忘れられやすいのが「精神障害にも」ということもあって「にも包括」と言われるようになってきた経緯があるので、精神障害だけに特化するのではなく地域生活していくのに障壁のある方全体を検討していくという形にしていき、その中に精神障害の方も含んでというものになっている。ですので、地域包括支援ケアシステムに関しては、高齢分野の方で、地域包括支援センターが「個別の課題から地域の課題へ」と地域ケア会議を開いているので、それを流用してお互いに連携したり、検討のスキムを流用していくという方法はいくらでもあると思う。

委員長 参考にしながらシステムを作っていくことが今後必要になるだろう。ありがとうございました。

議題(5) 国の基本指針について(資料 10)

委員長 第5 国の基本指針について、に進みます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料 10 国指針の概要、数値目標、次回計画案では国指針の数値と今日いただいたご意見を盛り込んだ計画案とすることを説明(資料説明省略)

委員長 事務局からの説明に対して、ご質問・ご意見はありますか。

次回、国指針や本日出たご意見を取り込んで、案をお示しするとのこと。本日の議事は終了しました。貴重なご意見ありがとうございました。事務局に戻します。

3 その他

(事務局) 委員の皆様から連絡事項などありますでしょうか。

委員 支援センターの包括支援事業の部門の「葉山相談部門」が新葉山はばたきの施設内の一面に移っている。関係機関各所の皆様、利用者の皆様には移転先のお知らせと連絡先の変更のお知らせをしてある。

委員 ジャストサイズの事務所も7月 15 日から新葉山はばたきの中に収まることになるので、よろしくお願いします。

委員 新葉山はばたきは8月1日から今まで 20 名が定員のところ、町内町外希望の方がかなり多くなっている、定員 40 名で県に変更手続きを進めている。

(事務局) 次回の日程は、9月 11 日(月曜日)午後2時～4時を予定。本日は長時間に渡りありがとうございました。

終 了